

西条市農業委員会 令和6年度 第11回総会 議事録

1. 日 時 令和7年2月5日(水) 午後2時00分から午後2時34分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 20名 欠席者 4名 出席率 83.3%
推進委員 出席者 24名 欠席者 6名 出席率 80.0%

○農業委員出席者氏名

会 長 8番 加藤 茂

会長代理 23番 真鍋 美鈴

委 員 1番	越智 一志	10番	篠森 均	19番	徳永 耕治
2番	明比 典正	12番	武方 謙一	20番	宇佐美好正
3番	徳増 靖記	13番	鈴木 伸二	22番	岡田 貴洋
4番	一色 達夫	15番	武田 喜義	24番	宇野 嘉秀
5番	白木あゆみ	16番	曾我部英樹		
6番	藤田 孝明	17番	武田 安博		
7番	近藤 明弘	18番	山内ふさえ		

○欠席者氏名

9番 長谷川孝師 11番 眞鍋 覚 14番 武田 弘文 21番 余吾 秀利

○推進委員出席者氏名

委 員 1番	寺田 昌直	12番	眞田 克彦	24番	渡部 靖
2番	一色 信之	13番	平木 克彦	26番	佐伯 静雄
3番	加藤 武司	14番	中川 英隆	27番	玉井 隆志
4番	高橋 滝雄	16番	山田 好一	28番	桑原 俊樹
5番	伊藤 龍二	17番	垂水 久明	29番	小倉 謙治
7番	日野 哲也	18番	楠窪 和彦	30番	日野 貴文
8番	宮武 恭宏	20番	高木 秀昭		
9番	岡本 省三	21番	高橋 寿夫		
11番	近藤 仁志	22番	佐山 林壺		

○欠席者氏名

6番 伊藤 正夫 10番 安藤 英利 15番 武田 義臣 19番 菅 辰郎
23番 黒河 祐二 25番 佐伯 保親

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

議案第7号 地域計画における目標地図の素案の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 高橋修平 西部分室長 戸田 徹

事務局次長 高橋徹也 事務局副主査 遠藤竜彦

7. 議事内容

事務局 定刻になりましたので、ただ今から令和6年度 第11回総会を開催いたします。

皆さま、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 【会長挨拶】

事務局 それでは、議事の進行は、農業委員会会議規則の規定により、会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしくお願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議 長 規定により私が議長を務めさせていただきます。これより先は、着座にて進行しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から、令和6年度 第11回西条市農業委員会総会を開会いたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議 長 慣例ではございますが、私の方から議事録署名人の指名をいたします。徳永耕治委員、宇佐美好正委員の両委員にお願いをいたします。

本日の欠席届が、農業委員からは、9番 長谷川孝師委員、11番 眞鍋覚委員、14番 武田弘文委員、21番 余吾秀利委員、また、農地利用最適化推進委員からは、6番 伊藤正夫委員、10番 安藤英利

委員、１５番 武田義臣委員、１９番 菅辰郎委員、２３番 黒河祐二委員、２５番 佐伯保親委員より出ておりますので、ご報告いたします。

ただ今の出席農業委員数は、２０名であります。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告申し上げます。

書記につきましては、事務局の戸田、遠藤の両君にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

農地法第３条関係

議 長 まず、農地法第３条関係、議案書につきましては３ページになります。議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは、議案内容について事務局から説明をいたします。

事務局 事務局の高橋です。よろしくお願いいたします。

議案内容についてご説明する前にお詫びがございます。

お手元にお配りしておりますこちらの資料、議案書の８６にページになりますが、５００号の下線を付した部分に誤りがありましたので訂正させていただきます。また、議案書７４ページと議案書別冊の目標地図の標題についてですが、地区名が「中川地区」となっておりますが、正しくは「中川・桜樹地区」ですので、訂正をお願いいたします。こちらにつきましては誤りに気付いたのが開会前で差替えを用意することができず、申し訳ございませんでした。

(篠森均委員より議案書の誤りを指摘する声あり)

事務局 それと、先ほど篠森委員さんからご指摘がありましたが、議案書６６ページの地区名が「吉岡川地区」になっているんですけど、正しくは「吉岡地区」でございます。申し訳ございませんでした。

それでは失礼して、着座にてご説明させていただきます。

議案書４ページをご覧ください。

１６９号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

１７０号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から特定遺贈により所有権の移転を受けようとする申請でございます。

なお、譲受人の 〇〇 氏は未成年であるため、〇〇氏の法定代理

人及び末弘氏の遺言執行人として、〇〇の 〇〇 氏と 〇〇 氏が指名されております。

171号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇 の 〇〇 氏から利用権設定により借受けている農地について、贈与を受けようとする申請でございます。

172号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

173号は、〇〇の〇〇 株式会社が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書5ページをご覧ください。

174号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

175号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上7件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました案件の中で、170号及び174号につきましては、新規就農案件ではありますが、いずれも自家消費用の作物の栽培を目的としたものであり、面接は行っておりませんので、事務局から報告をいたします。

事務局 失礼します。

170号の譲受人であります 〇〇 氏であります。譲渡人の〇〇氏の娘の子であり、11歳の小学生であります。昨年、〇〇氏が亡くなった際に、「不動産を孫である〇〇氏に託すこと」「遺言執行者に〇〇氏の親である 〇〇 氏と 〇〇 氏を指名する」旨の遺言書を残しており、遺言書の内容を実行するため、今回の申請となっております。所有権については未成年の〇〇氏が取得することはできませんが、管理能力が未熟であるため、遺言執行者であり、法定代理人でもある〇〇氏と〇〇氏が、〇〇氏が成人するまでの間、申請地の管理、耕作を行う予定であります。〇〇氏と〇〇氏は、〇〇氏の農作業を手伝っていたとのことであり、耕作物としては自家消費用の米とのことであり、機械等については生前〇〇氏が使用していたものを使うとのことであり、

174号の譲受人であります 〇〇 氏であります。現在は〇〇在住であります。地元は〇〇であります。今回、実家の隣に家を建てるため、農地付の宅地を購入し、その農地部分〇〇㎡の申請であります。耕作物としては、大根、小松菜を予定しているとのことであり

ます。実家も農業をしており、譲受人も農業経験があるとのことであり、両親も手伝うとのことでもあります。

こちらの2件につきましては、規模拡大の予定はないとのことであり、また、農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けております。

以上です。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。

ただ今事務局から説明がありました7件について、169号より順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

地区委員 169号 問題ありません。
170号 問題ありません。
171号、172号 問題ありません。
173号 問題ありません。
174号 問題ありません。
175号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということですので、以上7件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

議 長 次に、農地法第4条関係、議案書につきましては6ページになります。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案書7ページをご覧ください。

14号は、〇〇の 〇〇 氏が、貸露天駐車場に転用しようする申請でございます。

以上1件、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
ただ今事務局から説明がありました1件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

地区委員 14号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。
地元の委員さんからは問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農地法第5条関係

議 長 次に、農地法第5条関係、議案書につきましては8ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。
議案内容について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案書9ページをご覧ください。
108号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。
109号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名から所有権移転を受け、建売住宅5棟を建築しようとする申請でございます。
110号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名から賃借権の設定を受け、衣料品販売店舗を建築しようとする申請でございます。
111号は、〇〇の〇〇 株式会社が、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名から所有権移転を受け、建売住宅1棟を建築しようとする申請でございます。
議案書10ページをご覧ください。
112号は、〇〇の有限会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から所有

権移転を受け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。

113号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名から所有権移転を受け、貸露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

114号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

115号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

116号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

117号は、〇〇の〇〇 株式会社が、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受け、分譲地一区画を造成しようとする申請でございます。

議案書11ページをご覧ください。

118号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

119号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、住宅敷地を拡張しようとする申請でございます。

本件は、是正案件であり、譲受人の父親が昭和55年頃に住宅を増築したことにより、隣接地との境界と建物の空間が狭小となり敷地内の移動が困難となったため、農地法に関する手続きを行わないまま隣接する農地の一部を購入し、現在まで住宅敷地として利用しております。この度、譲渡人が所有する隣接地の売却のため調査を行ったところ、申請地が違反状態であることを知り、今回の申請に及んだものであります。申請人からは「農地法についての知識が足りなかったため、転用許可を受けず現在に至っておりますこと誠に申し訳ございません。今後は農地法を熟知し遵守するところであります」との始末書が提出されております。

120号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、倉庫の敷地及び露天資材置場に転用しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、申請地には倉庫のほかに、土間コンクリートなどが現存しており、当該倉庫につきましては、昭和54年10月に農地法施行規則に規定する2アール未満の農業用施設への転用として届出が行われているものの、このほかに、以前は倉庫が1棟と豚舎が建築されており、土間コンクリートはこれらの建物を解体した後に撤去されずに残されたものとのことです。この度、譲渡人が申請地を売却するため調査を行ったところ、当該地が違反状態であることが判明し、このことを知った譲渡人は深く反省し、「今後このような不始末は絶対にしませんので、何卒寛大なご配慮お願い申し上げます」

との始末書が提出されております。

121号は、〇〇の〇〇 株式会社が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

以上14件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました14件について、108号から順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 108号、109号 問題ありません。

110号 問題ありません。

111号 問題ありません。

112号 問題ありません。

113号、114号。115号 問題ありません。

116号 問題ありません。

117号 問題ありません。

118号、119号、120号 問題ありません。

121号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上14件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農地法第5条転用事業計画変更関係

議長 次に、議案書につきましては12ページ、議案第4号、農地法第5条の規定にかかる転用事業計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。

まず、議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 議案書13ページをご覧ください。

6号は、〇〇の株式会社 〇〇が太陽光発電施設の設置を目的とし

て令和6年度第9回総会にてご審議いただき、転用許可を受けた案件ではありますが、申請後に社内規定の変更があり、当初に予定していた売電における電力の余剰量を減らす必要生じたため、太陽光パネルの枚数を減少させることにより、売電電力の余剰量を減少させ、売電効率を上げようとした結果、太陽光パネルの設置面積が減少することとなり、今回の申請に至ったものであります。

以上1件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

ただ今事務より説明がありました1件でございますが、地元の委員さんのご意見を伺いたいと思います。よろしくお願いをいたします。

地区委員 6号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。

地元の委員さんの方からは問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございました。

「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

相続税の納税猶予適格者証明願

議 長 次に、議案書につきましては14ページ、議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、を議題といたします。

まず、議案内容について、事務局より説明をいたします。

事務局 議案書15ページをご覧ください。本議案は4号の1件のみですが、対象農地の内訳は15ページから17ページとなっております。

4号ではありますが、相続人が相続税の納税猶予を希望する農地、50筆につきましては、申請人による相続後、同人によって農業経営が開始され適正に肥培管理が行われております。

なお、本件の申請にあたり、申請人から事前相談があり、申請予定地56筆を確認しましたところ、うち6筆につきましては、資材用倉庫敷地やアスファルト舗装された駐車スペース等、農地とは見なせないものも含まれておりましたので、除外するよう助言し、これらを除

いたうえでの申請となっております。

以上1件、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございました。

ただ今事務局より説明がございました1件ではありますが、地元の委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 4号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。

地元の委員さんの方からも問題ないとのことありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することといたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議 長 次に、議案書につきましては18ページ、議案第6号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容について事務局から説明をいたします。

事務局 議案書20ページをご覧ください。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書21ページから51ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、208件、面積は、67万505.77㎡となっております。そのうち、所有権移転は、7件、面積は、1万3,440.37㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明のありました内容でございますが、制度改正前で件数も多いと思いますが、よろしくご審議をお願いいたします。委員の皆さんの方からこの件につきまして、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

地域計画における目標地図の素案の決定

議 長 次に、議案書につきましては52ページ、議案第7号、地域計画における目標地図の素案の決定について、を議題といたします。

まず、議案内容について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案書53ページからと併せてお手元にお配りしております目標地図の素案をご覧ください。

目標地図は、農業委員会がその素案を作成し、市へ提出することとなっていることからご審議いただくものです。

目標地図の素案の作成にあたっては、協議の場での話し合いを踏まえ、地域計画策定当初にあっては、現況地図をもって素案としております。素案は、令和6年12月末時点での現状を基に、農業を担う者ごとに色分けし、当該担う者が耕作する農地を着色したものです。議案書に登載の農業を担う者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者に加え、これまでの人・農地プランで名前があった者としております。地図中の赤色の線は当該地区の範囲を示すもので、そのうち、原則として青地のみを地区計画の区域としております。

したがって、議案書に記された農業を担う者で色が着いていない方もいらっしゃるかと思いますが、その方は当該地区に耕作する農地はあるものの、耕作しているのは白地のみ、といったことを表しております。

先ほども申しましたとおり、地域計画策定時における目標地図は現況地図と同様のものではありませんが、来年度以降につきましては、農水振興課と協議しながら、見直しに向けた話し合いを継続して行うことで、目標地図のブラッシュアップを図っていきたいと考えております。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今次長の方から説明がありましたように、私も会の当初に話をいたしました、目標地図につきましては、協議の場での話し合いに基づいたもので作成をしておりますが、国としては、まず10年先の目標の中で新しい地図をとということがあった訳ですが、当時にしても10年後の図面というのは中々持てないということで、現況を第一歩ということにさせてもらっております。そういった中で、ここ数年の間で色分け自体が、高齢化ですとか、新たな認定農業者の誕生とかで変わってこようかと思いますが、今後、地元の協議の場とかで現状と違った内容がでてくれば、事務局の方に報告をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

今回、農業委員会として目標地図の素案を決めさせていただきたいと思いますが、これに対してご質問やご意見はございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見やご質問はございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見等がないようようでございますので、事務局より説明のあった内容で承認するという事で、市長の方に提出させていただいてもよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に提出いたします。

報告承認案件

議長 つづきまして、議案書77ページ、報告承認案件について、事務局より報告をいたします。

それでは、ご報告させていただきます。

令和6年12月16日から、令和7年1月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を118件受理いたしました。

また、1 件の農地バンク農地登録を行うとともに、非農地通知を 1 件発行いたしました。

以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
 何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
 「異議なし」ということですので報告承認案件を終了いたします。

議 長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。この
 際ですので、何かほかにご質問等ございませんか。

(意見なし)

議 長 ないようですので以上を持ちまして総会を閉会いたします。慎重審
 議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	原案承認
議案第6号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第7号	地域計画における目標地図の素案の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）	原案承認

9. 閉会の日時

令和7年2月5日 午後2時34分